

2012年8月30日付決定第870号

「廃車税について」

連邦法「生産及び消費の廃棄物について」に従い連邦政府は以下を決定する。

1. 以下の添付文書を承認する。

廃車税の徴収，算出，支払及び廃車税過払い分の還付の規程

関税同盟加盟国の領域からロシア連邦へ輸入され，関税同盟の商品のステータスを有する自動車にかかる廃車税が支払われない条件に関する規程

自動車生産者に対する，自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の安全な処理に関する義務の引受けに関する規程

廃車税の支払いにかかわる自動車の種類とカテゴリー及び廃車税額のリスト

生産から30年以上が経過した自動車の種類とカテゴリーで，商業的な旅客及び貨物輸送を目的としておらず，製造時のエンジン，車体，フレーム（ある場合）を有し，元の状態を維持あるいは復元しており，廃車税を支払わないもののリスト

1994年8月12日付ロシア連邦政府決定第938号「ロシア連邦における自動車及びその他の種類の自走式機器の国家登録について」4項へ導入される変更

2. 露産業商務省は，2012年10月1日までに消費特性を失った自動車から生じる廃棄物の安全な処理を保証する義務を引き受ける旨の書簡による申請を提出した自動車生産者の登録簿を管理し，申請の提出日から登録簿に当該自動車生産者を含めること。

3. 申請を提出した自動車生産者は以下の場合に登録簿から抹消される。

本決定により承認された「自動車生産者に対する，自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の安全な処理に関する義務の引受けに関する規程」6～8項によって定められた申請及び諸文書を2012年10月31日までに提出しない場合。

同規程に示された手続きに従って審査される上記の諸文書が同規程 11 項に定められた基準における要件に合致しない場合。

4. 申請を提出したが、本決定 3 項に従い登録簿から抹消された自動車生産者は、本決定により承認された「廃車税の徴収、算出、支払及び廃車税過払い分の還付の規程」 1～8 項、及び 11～23 項に定められた手続きに従って、当該生産者が登録簿に登録されていた期間に支払わなかった廃車税を支払う。

5. 本決定によって定められた権限は、然るべき連邦機関がその職員と予算の範囲内で実施する。

6. 本決定は 2012 年 9 月 1 日に発効する。

ロシア連邦首相

D・メドヴェージェフ

2012年8月30日付
ロシア連邦政府決定第870号により承認

廃車税の徴収，算出，支払及び廃車税過払い分の還付の規程

I. 概要

1. 本規程は，連邦法「生産及び消費の廃棄物について」により支払いが求められる，ロシア連邦に輸入された，もしくはロシア連邦で生産・製造の行われた車輪で動く輸送手段（以下，自動車）の廃車税（以下，廃車税）の徴収の規則と，廃車税の算出，支払，過払額の還付の規則を定めたものである。
2. 本規程は，自動車に対して交付されるパスポート（自走式の機器及びその他の種類の機器のパスポート）（以下，パスポート）で，2012年9月1日以前に発給されたものを有する自動車に対しては適用されない。
3. 廃車税は連邦税関庁が徴収する。
4. 廃車税は，連邦法「製造及び消費の廃棄物について」第24条により支払者であると認められた者によって支払われる。
5. 廃車税は，廃車税の支払いに関して基準となる自動車の種類，カテゴリー及び2012年8月30日付ロシア連邦政府決定第870号「廃車税について」により承認された廃車税額のリストに基づき，支払者が自ら算出する。

II. 廃車税の算出と支払規則を含む廃車税徴収の規則

6. 廃車税は，ロシア連邦の通貨ルールにより，会計書類（支払い書類）ごとに連邦国庫口座分類の然るべきコードにしたがって支払者が連邦国庫口座に支払う。

廃車税の支払いのための口座番号情報は，連邦税関庁により支払者に通達され，インターネット上の同庁公式サイトに掲載される。

廃車税をほかの支払項目に入金することはできない。

7. 廃車税額は別添1にしたがって計算される。

8. 廃車税の算出額が正確であることを確認するため、支払者はロシア連邦への自動車輸入にかかわる税関申告を行う税関当局、あるいは（自動車の税関申告が行われない場合には）支払者の滞在登録場所（居住地）の位置するところに活動地域を持つ税関当局に、以下の書類を提出する。

a) 本規程の別添1に定められたフォーマットに従い支払者が記入し署名した廃車税の算出表。

b) 自動車の車種区分証明書の写し、自動車の構造の安全性に関する証明書の写しと（あるいは）鑑定書の写し、商品の添付書類の写し（ある場合）。

c) 廃車税の支払いに関する支払い書類。

9. 廃車税の算出額が正確であることが確認され、連邦国庫口座分類のコードにしたがって連邦国庫口座に入金された後、税関機関はパスポートのブランクに、連邦法「製造及び消費の廃棄物について」第24条6項により、ロシア連邦法の規定どおりにその後パスポートを発給するための、廃車税の支払いもしくは廃車税未納の根拠に関するマークを記入する。

10. 廃車税の支払い（もしくは廃車税未納の根拠）に関するマークを自動車のパスポートのブランクに記入する規則は、ロシア連邦内務省が連邦税関庁及びロシア連邦産業商務省と共に定め、自走式の機器及びその他の種類の機器のパスポートの場合はロシア連邦農業省が連邦税関庁及びロシア連邦産業商務省と共にこれを定める。

11. 税関当局は支払者に対し、連邦税関長が定める規則により記入される関税納付伝票を発行する。

12. 廃車税支払いに関する情報は、税関機関により、連邦税関庁がロシア連邦内務省と共に定めた省庁間情報交換規則にしたがってロシア連邦内務省に通達されるほか、連邦税関庁がロシア連邦農業省と共に定めた省庁間情報交換規則にしたがってロシア連邦農業省に通達される。

III. 廃車税の過払額の還付の規則

13. 課される金額を上回る廃車税を支払った場合や、誤った廃車税の支払い

が行われた場合には、廃車税過払い分は支払者（その権利義務の継承者、後継者）に還付される。

14. 廃車税の過払い分は、別添2のとおり、廃車税過払い分の還付に関する申告書（以下、申告書）に基づいて税関当局によって支払者に還付される。別添2には以下の文書を添付すること。

a) 廃車税の算出と支払を証明する文書。

b) 課される金額を上回る額の廃車税の支払いや、誤った廃車税の支払いを確認できる文書。

c) 本規程15項～18項の定める文書。

15. ロシア連邦法にしたがって設立された法人は、以下の文書も提出すること。

- ・ 申告書に署名した人物の権限を確認できる文書の写しとその原本。

- ・ 廃車税の支払者の権利義務の継承者によって申告書が提出された場合、その権利継承を証明する文書の写しとその原本。

ロシア連邦法にしたがって設立された法人は、以下の文書を提出することができる。

- ・ 税務機関への登録証明書の写しとその原本。

- ・ 国家登録に関する証明書の写しとその原本。

税関当局は必要な場合に、同項5段落及び6段落の指定する文書を、省庁間情報交換を担当する然るべき国家機関及び組織へ提出するよう求める。

16. 外国の法律にしたがって設立された法人は、以下の書類も提出すること。

a) 法人が設立された領域の国家の法律に基づく、その法人の地位を証明する文書の写し（公証人により裏書されたロシア語訳を添付すること）。

b) 申告書の作成者の権限を確認できる文書の写し（公証人により裏書されたロシア語訳を添付すること）。

17. 個人事業者として登録された自然人は、ロシア連邦国民のパスポートの2ページ目と3ページ目の写し及びその原本を提出する。個人事業者として登録された自然人はまた、以下の文書を提出することができる。

a) 税務機関への登録証明書の写しとその原本。

b) 国家登録に関する証明書の写しとその原本。

c) 申告書の提出日の時点で自然人がすでに個人事業者ではない場合、個人事業者の統一国家リストから除外されていることを示す同リストの謄本。

税関機関は必要な場合に、同項2段落及び3段落の指定する文書を、省庁間情報交換を担当する然るべき国家機関及び組織へ提出するよう求める。

18. 自然人は以下の文書を提出する。

a) 個人情報（姓、名、父称、性別、生年月日、出生地）を含む、本人確認書類の該当ページの写しとその原本。

b) 廃車税の支払いを行った人物の権利義務の継承者が廃車税の過払い分の還付に関する申告書を提出した場合、その権利義務の継承を確認できる文書の写しとその原本。

19. 申告書は関税納付伝票を発給した税関機関に提出する。

20. 廃車税の過払い分の還付に関する申告書が、必要な情報を欠いている場合、及び必要な文書が提出されていない場合、当該申告書は、それが検討できない理由についての文書による説明とともに、検討されずに支払者（その権利義務の継承者、後継者）へ返却される。当該申告書の返却はその税関機関への接到後5労働日以内に行われる。

21. 廃車税の過払い分の還付は、還付に関する申告書が提出された税関機関の決定により行われる。

22. 還付に関する申告書の審査、過払い分の還付に関する決定及び廃車税の過払い分の還付に要する合計期間は、申告書の提出があった日から暦の上で30日を超えてはならない。

23. 廃車税の過払い分は、申告書に記載された支払者（その権利義務の継承者、後継者）の口座に振り込まれる。

24. 廃車税の過払い分の還付は、ロシア連邦の通貨ルールによって行われる。廃車税の過払い分の還付に際しては、利子は発生せず、額が物価調整されることはなく、銀行送金に係る手数料は送金額から支払われる。

II. 支払者に関する情報

氏名/組織名 _____
支払者のパスポート番号 _____
住所/国家登録住所 _____ _____
納税者番号 (INN) /登録理由コード (KPP) (ある場合) _____
商品に関する税関申告番号 /税関申告の際に発給された関税納付金伝票の番号 (ある場合) _____

III. 廃車税の計算

No	個人識別番号 (VIN)	基本税率	係数	廃車税の支払金額
1	2	3	4	5
廃車税支払額の合計金額：				

廃車税納税者署名
(組織の印鑑及び組織代表者署名)

” ” _____
20__ 年

¹ 自動車の出荷日を確認できる書類を欠いている場合、自動車の製造日がこの日となり、出荷年は自動車のIDナンバーに記載されている製造コードによって決定される。その場合、生産年の7月1日から数えて3年の期間を計るものとする。

² 自動車のカテゴリーは、2009年9月10日付ロシア連邦政府決定第720号により承認された技術規則の別添1の定める階級と合致する。

廃車税の徴収，算出，支払及び廃車税過払い分の還付の規程
別添 2

局長宛
(関税機関名)

廃車税過払いの還付申請

(組織名，法人の組織形態，納税者番号 (INN)，登録理由コード (KPP)，住所

は，

または自然人のイニシャル，苗字及び住所)

の
銀行口座に，

(組織名，組織形態，

により，廃車
税として，
もしくは廃車税を支払った自然人のイニシャル，苗字及び住所)

支 払 い 書
類 及
び

(支払い書類の廃車税の番号，日付，支払い済みの廃車税総額を記載)

，によって算出され
た額¹のうち

(廃車税の計算が反映された支払い書類の番号を記入)

より発生した

(超過払いが発生した事情を記載)

金額の
還付を求める。

(還付金額)

添付書類リスト：

1) _____

(申告書に添付する書類を明記)

2)

(イニシャルと苗字)

(組織代表・代理人又は自然人の署名)

“ ___ ” _____ 20__ 年

印鑑²

¹ 廃車税額が誤って連邦国庫の口座に振り込まれ、関税納付伝票が発給されなかった場合は記入しない。

² ロシア連邦法に基づき、申請者が印鑑を保有すべき者である場合。

関税同盟加盟国の領域からロシア連邦へ輸入され、関税同盟の商品のステータスを有する自動車に係る廃車税が支払われない条件に関する規程

1. 本規程は、関税同盟加盟国の領域からロシア連邦へ輸入され、関税同盟商品のステータスを有する自動車に係る廃車税の支払われない条件を定めたものである。

2. 関税同盟加盟国の領域からロシア連邦へ輸入され、関税同盟商品のステータスを有する自動車に関して、以下のうちのいずれかの条件を満たす際、廃車税は支払われない。

a) 自動車がベラルーシ共和国もしくはカザフスタン共和国に輸入される際、国内消費を目的とした輸入通関手続に従い、2012年7月16日付ユーラシア経済委員会評議会決定第55号に規程された、関税同盟統一関税率に規程される率とは異なる、ベラルーシ共和国及びカザフスタン共和国で適用される輸入関税率の対象となる商品及び率の目録に応じてベラルーシ共和国及びカザフスタン共和国に適用される率に基づき輸入関税を納付した自動車。

b) ベラルーシ共和国もしくはカザフスタン共和国領内で登録された自動車の生産者（以下、生産者）が、ベラルーシ共和国又はカザフスタン共和国領内において、ロシア連邦産業商務省の実施する廃車税を支払わない生産者のリスト（以下、リスト）に加入した場合。

3. リストに加入するためには、生産者はロシア連邦産業商務省にリストへの加入に関する申請書を提出する。申請書には以下の情報を記載する。

a) 組織の名称、法人の組織形態、住所、インターネットサイトのアドレス及びEメールアドレスに関する情報の写し。

b) 申請者による、車体（キャビン）又はシャーシの分解不能なパーツ、特別に生産された自動車のナンバープレートに個人識別番号（VIN）を記入する業務に関する情報。

4. 申告書には以下の文書を添付すること。

a) 組織代表により裏書きされた、2009年11月20日付独立国家共同体における商品の生産国の特定に関する規程に関する合意にしたがって発行された生産国証明書の写し、もしくはベラルーシ共和国又はカザフスタン共和国の法律にしたがって発行されたその他の証明書。

b) 組織代表により裏書きされた、2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号により承認された関税同盟の技術規則「自動車の安全性について」、及び関税同

盟の同規則が効力を発揮する日までは2009年9月10日付ロシア連邦政府決定第720号により承認された自動車の安全性についての技術規則にしたがって発行された、公共の自動車道の通行用の自動車の車種区分証明書の写し。

c) 組織代表により裏書された、2011年10月18日付関税同盟委員会決定代823号で承認された関税同盟技術規則「自動車と設備の安全性について」、及び関税同盟の同規則が効力を発揮する日までは2009年9月15日付ロシア連邦政府決定第753号により承認された自動車と設備の安全性についての技術規則にしたがって発行された自動車のテストや品質管理システムもしくは製品分析の肯定的な結果を証明する文書を添付した、公共の自動車道の通行用ではない自動車の車種区分証明書の写し。

d) 2012年8月30日付ロシア連邦政府決定第870号「廃車税法について」で承認された、自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の安全な処理にかかわる義務の引受けに関する規程の3項”b”と”c”の定める条件下で生産者が自動車を生産したことを証明する、ベラルーシ共和国もしくはカザフスタン共和国の全権委任機関の証明書。

5. ロシア連邦産業商務省は以下を行う。

a) 申請書を登録簿に登録する。この登録簿はひもで閉じて通し番号を振り、同省の印鑑が押されていないなければならない。

b) 申告書が正しく作成されているか、提出された文書に過不足がないか、またそれら文書に含まれる情報が十分であることを確認する。

6. 申告書及び本規程4項の定める提出書類の審査の結果、ロシア連邦産業商務省は申告書登録日から15日以内に生産者を登録簿に登録するか、もしくはそれを拒否する決定を取る。ロシア連邦産業商務省が生産者の登録簿への登録を拒否するのは以下の場合である。

a) 申告書に必要な情報が含まれていない場合。

b) 本規程4項の定める文書を申告者が提出しなかった場合。

7. ロシア連邦産業商務省による登録簿への登録又はその拒否に関する決定は、決定が下りてから3日以内に文書の形で作成され申告者に通達される。

8. ロシア連邦産業商務省は、インターネット上の同省公式サイトに登録簿を公表する。

2012年8月30日付
ロシア連邦政府決定第870号により承認

自動車生産者に対する、自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の 安全な処理に関する義務の引受けに関する規程

1. 本規程は車輪で動く輸送手段（以下、自動車）の生産者（以下、生産者）に対する、自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務の引き受けに関する規則と条件を定めたものである。

2. 自動車の生産者は、ロシア連邦産業商務省の実施する、自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の安全な処理にかかわる義務を負う自動車生産者の登録簿（以下、登録簿）に登録されていることで、この義務を負っているものとみなされる。

3. 生産者は、以下の条件に該当する場合、自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を自ら引き受ける。

a) 生産者がロシア連邦領内にて登録された法人である場合。

b) 車体（キャビン）またはシャーシの分解不可能なパーツ、あるいは特別に生産された自動車のナンバープレートに個人識別番号（VIN）を記入する業務を行っている場合。

c) 生産者が、以下に挙げる条件のいずれかで自動車の製造業務を行っている場合。

- ・「組立生産」体制をとっている場合。

- ・2010年6月18日付関税同盟の関税領域における自由（特別、特殊）経済区及び自由関税区の税関手続きに関する問題に関する合意第10条2項6段落に定められている体制を取っている場合。

- ・カテゴリMの自動車（カテゴリGの踏破力を上回るものを含む）にかかわり、車体もしくはキャビンの溶接、塗装、組み立てを含む技術を利用している場合。

- ・カテゴリN1とN2の自動車（カテゴリGの踏破力を上回るものを含む）にかかわり、車体もしくはキャビンの溶接、塗装、組み立てを含む技術を利用している場合。

- ・カテゴリN3の自動車（カテゴリGの踏破力を上回るものを含む）にかかわり、車体もしくはキャビンの溶接、塗装、組み立てを含む技術を利用している場合。

- ・カテゴリN3の自動車（カテゴリGの踏破力を上回るものを含む）にかかわり、

平ボディやバンボディ，ダンプ車，タンク車，冷凍冷蔵車その他を含む特殊目的用の特種な輸送用荷台及びクレーンやその他の特殊な設備の工業生産と，関税同盟加盟国領内で製造された縦梁を用いて関税同盟加盟国領内で組み立てられたシャーシへの据付を含む技術を利用している場合。

・ カテゴリーN 1とN2の自動車（カテゴリーGの踏破力を上回るものを含む）にかかわり，貨物用と特殊な付属物の工業生産及び溶接，塗装，組み立てを含む生産技術により関税同盟の関税領域内で製造された自動車のシャーシを用いた，キャビンへの据付を含む技術を利用している場合。

・ カテゴリーMとNの自動車（カテゴリーGの踏破力を上回るものを含む）にかかわり，車体（キャビン）を利用した組立を含む技術を利用し，かつ自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を引き受ける生産者によって，生産者がライセンス保有者となるためのライセンス契約に基づき製造されたシャーシの縦梁がある場合。

d) 生産者はロシア連邦の各構成主体のほか，住民数が500,000又はそれ以上の行政区において（もしくは行政区の境界から50キロ圏内に），その消費特性を失った自動車を所有者から引取る拠点（以下，引取り拠点）を設置する。これには自動車の生産を行う人物や，危険物第1～4類にあたる廃棄物の収集，利用，無害化，運搬及び保管活動を行うためのライセンスを有する人物，また登録簿に記載されているほかの生産者を採用することが含まれる。自ら設置した自動車の引取り拠点において，持ち主（所有者）より消費特性を失った自動車を受領することを確保する。住民数が500,000人又はそれ以上の行政区のリストは，ロシア連邦産業商務省が作成し，インターネット上の同省公式サイトで公表する。

4. 自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を引き受けた生産者は，自らの負担で以下を行う。

a) その生産者が製造した，消費性を失った自動車の引取り拠点における受領を確保する。

b) 引取り拠点から，自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の処理に係る活動を行う場所までの自動車の配送を確保する。

c) 危険物第1～4類にあたる廃棄物の無害化及び保管活動を行うためのライセンスを有する第三者を採用することを含め，自動車がその消費特性を失った結果として発生した廃棄物の処理に係る活動を確保する。

d) その消費特性を失った自動車の引取り拠点の所在地，営業時間，連絡先の電話番号，インターネット上のサイトのアドレス（ある場合）に関し，関係者及び連邦自然利用分野監督庁に通報するほか，自らのインターネットサイトへこれらの情報を掲載する。

5. 生産者（権利義務の継承者）は、組織が再編された場合や登録簿から抹消された場合、本規程4項の定める、登録簿に生産者が記載されていた期間に生産された自動車に係る義務の履行を拒否する権利を持たない。

生産者がこの義務の履行を拒否する場合、生産者（権利義務の継承者）は、2012年8月30日付ロシア連邦政府決定第870号「廃車税について」により承認された、廃車税の徴収、算出、支払及び廃車税過払い分の還付の規程1項～8項及び11項～23項の定めるとおり、自身が登録簿から抹消された日までの3年間で生産された自動車に係る廃車税を支払う義務を負う。

6. 生産者は、ロシア連邦産業商務省に対し提出される申請書を基に登録簿に記載される。申請書には以下が記載される。

a) 組織名、組織形態、住所、自らのインターネットサイト及びEメールアドレスに関する情報。

b) 申請者による、車体（キャビン）又はシャーシの分解不能なパーツ、特別に生産された自動車のナンバープレートに個人識別番号（VIN）を記入する業務に関する情報。

c) 自動車の生産が、2010年6月18日付関税同盟の関税領域における自由（特別、特殊）経済区及び自由関税区の税関手続きに関する問題に関する合意第10条2項6段落の定める体制か、「組み立て生産」体制、もしくは本規程3項”c”の規定する技術によるものかについての情報。

d) 引取り拠点にて自動車を受領する組織に関する情報。

7. 申請書には以下の文書を添付すること。

a) 「組立生産」体制で自動車生産を行う場合には、8701-8705 TN VED T Sの自動車部品の「組立生産」体制のための商品の輸入に関するロシア連邦経済発展省との間で締結された合意書の写し及び産業商務省による輸入商品の使用目的の確認書の写し。

b) 2010年6月18日付関税同盟の関税領域における自由（特別、特殊）経済区及び自由関税区の税関手続きに関する問題に関する合意第10条2項6段落の定める制度で自動車生産を行う場合には、組織代表により裏書された、同体制で自動車生産が行われていることを証明する文書。

c) 本規程3項”c”の規定するほかの技術により自動車生産が行われている場合には、組織代表により裏書された、その技術を利用している工場の稼働（操業）を証明する文書の写し。

d) ライセンス契約に基づいて自動車生産が行われている場合には、組織代表により

裏書されたライセンス契約の写し。

e) 組織代表により裏書された、申請者提出時点までの3年間の同生産者の自動車生産量を証明する文書。

f) 組織代表により裏書された、生産者がその消費特性を失った自動車を自らの引き受け拠点で受領していることを証明する文書。本規程3項”d”の定める人物を採用した場合には、生産者がその人物と締結した契約書の写し。

8. 登録簿に記載されている生産者によって製造された自動車（シャーシ）を基に自動車を製造する生産者は、本規程6項の定める情報を記載した申請書と本規程7項の定める文書、それに添付する自動車の基礎（シャーシ）の生産者により提出される合意書に基づき、登録簿に加入することができる。

9. ロシア連邦産業商務省は以下を行う。

a) 申請書を登録簿に登録する。この登録簿はひもで閉じて通し番号を振り、同省の印鑑が押されていないなければならない。

b) 申告書が正しく作成されているか、提出された文書に過不足がないか、またそれら文書に含まれる情報が十分であることを確認する。

10. 申請書と提出書類の審査の結果、ロシア連邦産業商務省は申請書登録日から30日以内に生産者を登録簿に登録するか、もしくはそれを拒否する決定を取る。

11. ロシア連邦産業商務省が生産者の登録簿への登録を拒否するのは以下の場合である。

a) 申請書に本規程6項の定める必要な情報が含まれていない場合。

b) 本規程6項の定める情報及び本規程7項の定める文書を申告者が提出しなかった場合。

c) 申請書及び（もしくは）提出書類に、虚偽の情報を記載した場合。

d) 生産者が本規程3項の定める条件を満たしていない場合。

12. 生産者の登録簿への加入もしくは生産者の登録簿への加入の不許可に関する決定はロシア連邦産業商務省により取られ、決定が下りてから3日以内に文書の形で作成され申告者に通達される。

13. ロシア連邦産業商務省は、インターネット上のロシア連邦産業商務省公式サイトに、別添のとおりフォーマットで登録簿を公表する。

14. 生産者は登録簿に記載される決定が下りたのち、然るべき情報をロシア連邦内務省に同省の定める手順で通達する。

15. 生産者は、登録簿に記載される決定が下りたのち、年に1度以上定期的にロシア連邦産業商務省に本規程3項の定める要件の順守に関する報告書を提出する。

16. 登録簿と本規程3項”c”にしたがって製造された個々の自動車にかかわる義務の引受けに関する証明書に記載された生産者は、発給された自動車のパスポートに、ロシア連邦内務省が連邦税関庁及び産業商務省と共に定めた手続きにて然るべきマークを記入する。自走式の機器及びその他の種類の機器のパスポートには、ロシア連邦農業省が連邦税関庁及びロシア連邦産業商務省と共に定めた手続きにてこれを記入する。

17. 生産者が登録簿から抹消されるのは以下の場合である。

a) ロシア連邦産業商務省により、生産者が本規程3項の定める条件に違反していることが明らかとなった場合。

b) 本規程4項、5項、16項の定める義務を履行しなかった場合。

c) 登録簿に記載された生産者が、自らの登録簿からの抹消に関する申請書を提出した場合。

18. 生産者の登録簿からの抹消に関する決定を取るために、ロシア連邦産業商務省は以下の情報を利用する。

a) 本規程15項の定める、生産者により提出される報告書の情報。

b) 引取り拠点において、その消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を負う自動車の無料での引取りを拒否されたことについての自動車の持ち主（所有者）からの申立て。

c) 生産者の、本規程3項の定める条件の不一致に関する税関またはその他の連邦機関からの情報。

19. ロシア連邦産業商務省は、本規程18項の定める情報を受理した日から15日以内にこの情報の確認を目的として生産者に対して照会を行う。

生産者は、この照会を受けた日から30日以内に求められた質問に対し回答を通知する。

20. 本規程18項の定める情報と、本規程19項の定める回答の情報を検討した結果、ロシア連邦産業商務省はその回答を受理してから30日以内に、生産者の登録簿への掲載を継続するか抹消するかに関する決定を取る。

21. 生産者の登録簿への掲載を継続するか抹消するかに関してはロシア連邦産業商務省が決定し、その理由を付した書面の形で作成され、決定の日から3日以内に申請

者に対して通知される。

自動車はその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務の自動車生産者による引き受けに関する規則への別添

自動車とその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を引き受けた自動車生産者の登録簿のフォーマット

登録簿への登録日	生産者の組織形態と名称	生産者の所在地, 郵便住所, 電話番号, インターネット上のサイト, Eメールアドレス	支払者の納税者番号 (INN)	登録簿からの抹消日	備考	
1	2	3	4	5	6	7

2012年8月30日付
ロシア連邦政府決定第870号
により承認

廃車税の支払いにかかわる自動車の種類とカテゴリー及び廃車税額のリスト

自動車の種類とカテゴリー ¹	廃車税算出の係数 ²	
	新車	生産から3年以上が経過した自動車 ³

1. カテゴリーGの踏破力を上回るものを含むカテゴリーM₁及び同カテゴリーの特殊目的用の特種な自動車⁴

1. ハイブリッド車を除く電気 モーター搭載の自動車	0,86	5,3
-------------------------------	------	-----

2. エンジン搭載の自動車：

排気量が1000cm ³ 以下	0,86	5,3
排気量が1000cm ³ 以上2000cm ³ 未満	1,34	8,26
排気量が2000cm ³ 以上3000cm ³ 未満	2,56	16,12
排気量が3000cm ³ 以上3500cm ³ 未満	3,47	28,5
排気量が3500cm ³ 以上	5,5	35,01

自動車の種類とカテゴリー ¹	廃車税算出の係数 ²	
	新車	生産から3年以上が経過した自動車 ³
3. エンジンの排気量にかかわらず りなく私的利用のために自然人 により輸入された自動車	0,1	0,15
II. カテゴリーGの踏破力を上回るものを含むカテゴリーN ₁ , N ₂ , N ₃ の自動車 ⁵		
4. 車両総重量2.5トン未満	0,5	0,88
5. 車両総重量2.5トン以上 3.5トン未満	0,8	1,25
6. 車両総重量3.5トン以上5 トン未満	1	1,6
7. 車両総重量5トン以上8ト ン未満	1,1	4,56
8. 車両総重量8トン以上12 トン未満	1,34	6,91
9. 車両総重量12トン以上2 0トン未満 ⁶	1,47	10,06
10. 車両総重量20トン以上5 0トン未満 ⁶	2,9	11,8
III. カテゴリーGの踏破力を上回るものを含む、カテゴリーM ₂ , M ₃ , N ₁ , N ₂ , N ₃ の特殊目的用の特種な自動車 ⁵		
11. トラックミキサを除く特殊 目的用の自動車	1	10

自動車の種類とカテゴリー ¹	廃車税算出の係数 ²	
	新車	生産から3年以上が経過した自動車 ³
12. トラックミキサ	3	13
IV. カテゴリーGの踏破力を上回るものを含む、カテゴリーM ₂ , M ₃ の自動車 ⁵		
13. エンジン排気量が2500 cm ³ 未満	0,6	1
14. エンジン排気量が2500 cm ³ 以上5000 cm ³ 未満	1,2	3
15. エンジン排気量が5000 cm ³ 以上10000 cm ³ 未満	1,6	4,4
16. エンジン排気量が10000 cm ³ 以上	2	5,2
V. オフロードダンプトラック ⁵		
17. 車両総重量が50トン以上80トン未満	13,6	30,98
18. 車両総重量が80トン以上350トン未満	25	32
19. 車両総重量が350トン以上	37	40

¹ 自動車のカテゴリーは、2009年9月10日付ロシア連邦政府決定第720号により承認された技術規則の別添1の定める階級と合致する。

² 自動車のカテゴリー（種類）別の廃車税額は、基本税率及び具体的な項目別に定められた係数により算出されるものに等しい。

³ 自動車の出荷日を確認できる書類を欠いている場合、自動車の製造日がこの日となり、出荷年は自動車のIDナンバーに記載されている製造コードによって決定される。その場合、生産年の7月1日から数えて3年の期間を計るものとする。廃車税の支払いを証明する支払い書類に記載された日付が廃車税の支払日と解される。

⁴ 廃車税の基本税率は20,000ルーブルである。

⁵ 廃車税の基本税率は150,000ルーブルである。

⁶ ロシア連邦領内に輸入され、2003年3月11日付ロシア連邦政府決定第147号「国際輸送用のロシア製自動車に対する国家支援の追加措置について」の定める一時輸入に関する関税制度に該当する自動車に関する廃車税額の計算には、係数0.25を適用する。

2012年8月30日付
ロシア連邦政府決定第870号
により承認

生産から30年以上が経過した自動車の種類とカテゴリーで、商業的な旅客及び貨物輸送を目的としておらず、製造時のエンジン、車体、フレーム（ある場合）を有し、元の状態を維持あるいは復元しており、廃車税を支払わないもののリスト

1. カテゴリーGの踏破力を上回るものを含むカテゴリーM
2. カテゴリーGの踏破力を上回るものを含むカテゴリーN

備考

自動車のカテゴリーは、2009年9月10日付ロシア連邦政府決定第720号により承認された技術規則の別添1の定める階級と合致する。

2012年8月30日付
ロシア連邦政府決定第870号
により承認

1994年8月12日付ロシア連邦政府決定第938号「ロシア連邦における自動車及びその他の種類の自走式機器の国家登録について」4項へ導入される変更

以下の段落の内容を追加する。

「連邦法に廃車税の支払いに関する要件が定められている場合、もしくは自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を自動車生産者が引き受けることが不可欠である場合、あるいは連邦法「生産及び消費の廃棄物について」第24条6項¹により廃車税が支払われない場合、自動車の一時登録を含む登録や登録データの変更は行われぬ」について、以下の場合を追加する。

・その自動車のパスポートに廃車税の支払いに関するマーク、もしくは連邦法「生産及び消費の廃棄物について」第24条6項¹による廃車税の未納の根拠に関するマーク、あるいは2012年8月30日付ロシア連邦政府決定第870号「廃車税について」により承認された、「生産者に対する、自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務の引き受けに関する規程」で定められた、自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を持つ生産者の登録簿に自動車のパスポートが発給された時点で記載されていた自動車生産者によって引き受けられた、自動車が消費特性を失った結果として発生した廃棄物の最終的で安全な処理を確保する義務に関するマークが存在しない場合。ただし2012年9月1日以前にパスポートが発給された自動車を除く。

・その自動車のパスポートに、自動車がその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務の生産者による引き受けに関するマークがあるが、生産者がパスポートの発給日の時点で登録簿に記載されていなかった場合。ただし2012年9月1日以前にパスポートの発給された自動車を除く。

・ID番号のついた部品の交換にかかわって自動車の登録データが変更される

際に、以前は廃車税が徴収されていなかった自動車、もしくは自動車はその消費特性を失った結果発生した廃棄物の安全な処理を確保する義務を生産者が引き受けていなかった自動車からのID番号のついた部品が提出された場合。ただし2012年9月1日以前にパスポートの発給された自動車に利用されていたID番号のついた部品を除く。」
